

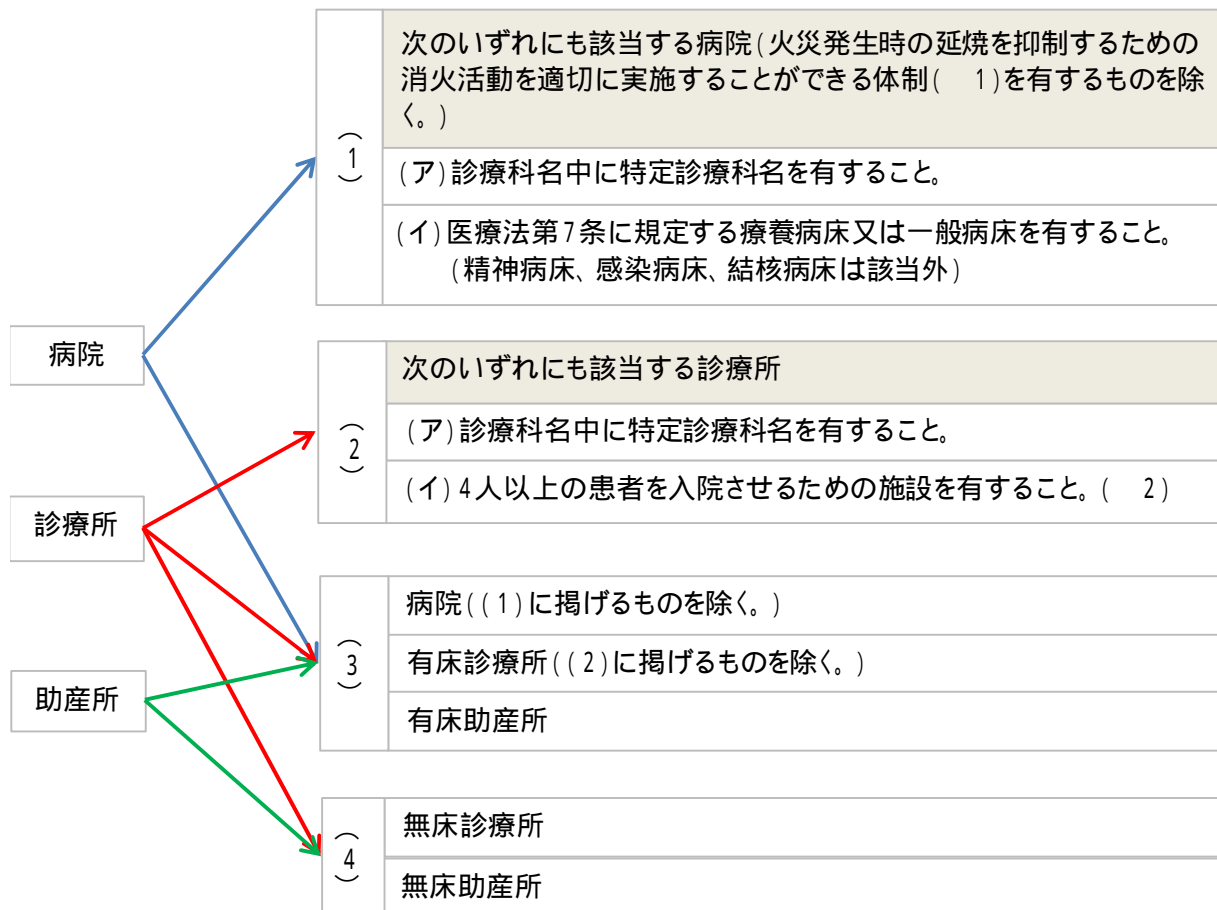
利用者の安全を守るため、消防法が改正されました

(平成 28 年 4 月 1 日施行)

～ 病院・診療所・助産所に関する基準の見直し～

平成 25 年 10 月 11 日に発生した福岡市有床診療所の火災を受け、病院・有床診療所・有床助産所の消防用設備等の設置基準や用途区分の見直しがされました。

用途（6 項イ）の細分化



1 「消火活動を適切に実施できる体制」とは、次のいずれにも該当する体制をいう。

(1) 勤務する医師等の職員の数、病床数 26 床に対し 2 名、26 床を超えるときは 13 床までを増すごとに 1 名を加えた職員数を常時下回らない体制

(2) 勤務する医師等の職員(宿直勤務者を除く。)の数、病床数 60 床に対し 2 名、60 床を超えるときは 60 床までを増すごとに 2 名を加えた職員数を常時下回らない体制

2 1 日平均入院患者数が 1 未満のものは、「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして扱う。

特定診療科名とは

内科、整形外科、リハビリテーション科のほか次の診療科名**以外**のもの

歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科、皮膚泌尿器科、こう門科

麻酔科は、麻酔科以外の診療科名により判断する。

消防用設備等の基準の見直し

改正箇所

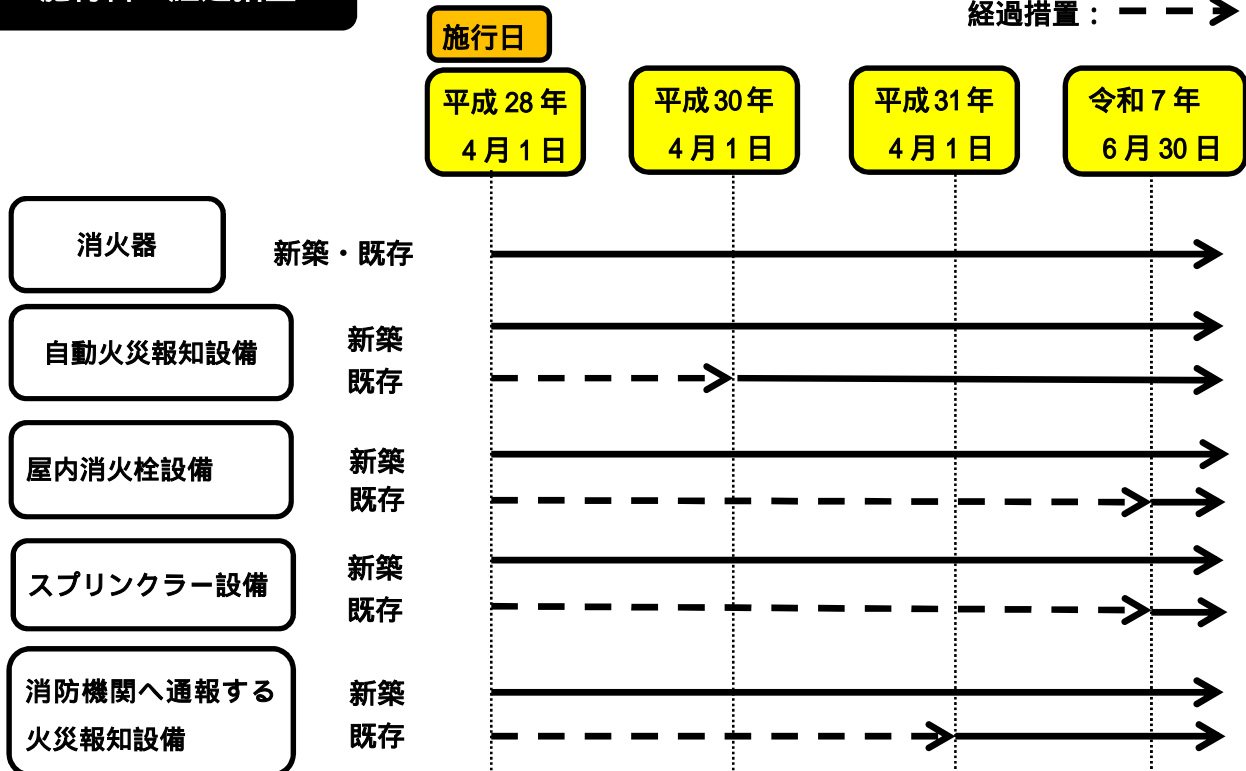
	6項イ(1)	6項イ(2)	6項イ(3)	6項イ(4)
消火器	延べ面積にかかわらず設置			150㎡以上で設置
自動火災報知設備	延べ面積にかかわらず設置			300㎡以上で設置
屋内消火栓設備	700㎡以上で設置() 主要構造部を耐火構造等としたものは、延べ面積から防火上有効な措置が講じられた部分を除いた面積が1000㎡以上のものに設置		700㎡以上で設置()	
スプリンクラー設備	延べ面積にかかわらず設置 (延焼抑制構造を有するものを除く)		3000㎡以上で設置(平屋を除く)	6000㎡以上で設置(平屋を除く)
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積にかかわらず設置 自動火災報知設備の作動と連動して起動			500㎡以上で設置

耐火構造又は準耐火構造 + 内装制限 1400㎡以上で設置

耐火構造 + 内装制限 2100㎡以上で設置

施行日・経過措置

設置義務: ———→
経過措置: - - - ->



自動火災報知設備は、平成 27 年 4 月 1 日施行